育児休業を取るときは

★会社に規定がなくても ★パートなどの方も(取得できる条件有) 会社へ申し出ることができます。

(育児・介護休業法第5~9条の2)

育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者(有期契約労働者)であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取得することができます。

休業取得を申し出た時点において、次の①~③ のいずれにも該当する期間雇用者は育児休業を取 得することができます。

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ②子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されること が見込まれること
- ③子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の 期間が満了しており、かつ、契約が更新されな いことが明らかでないこと
- ※平成29年1月1日から、育児・介護休業法の改正 により、有期契約労働者の育児休業取得要件が 緩和されます。

[改正後の要件]

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されている こと
- ②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと

育児休業後、保育 園に預けて復職す るつもりだったのに、 入れなくて……





期間の定めのある 社員でも育児休業 が取れるって?

1歳6か月までの育児休業の申出

子が1歳以降、保育所等に入れないなどの一定の 要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまで の間、育児休業を取得することができます。

パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。(ただし、出産した母の場合は出生日、産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間)

育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます。

1歳から1歳6か月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

育児休業中の経済的支援

詳しくは14ページをご覧ください。